

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備考
R 6 東京国道管内道路占用 物件情報管理業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京国道事務所長 本田 卓 東京都千代田区九段南1-2-1	令和6年4月1日	(一財) 道路管理センター 東京都千代田区平河 町1-2-10	10100050189 03	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、「道路管理システム」を利用して、東京国道事務所が管理する区域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。 道路管理システムは、電気通信、電気、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の道路占用物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(電気通信、電気、ガス、水道、下水道、地下鉄等)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。 (一財) 道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。 以上の理由により、本業務は「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、(一財) 道路管理センターと随意契約を締結するものである。	非公表	11,222,200	-		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備考
R6東京国道注意喚起情報等 広報業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京国道事務所長 本田 卓 東京都千代田区九段南1-2-1	令和6年4月10日	(株) マルト 福岡県福岡市早良区 小田部 2-8-16	52900010057 58	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、東京都内における注意喚起情報について、広報を実施するものであり、道路利用者等の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、より高い広報効果が得られるような情報提供の着眼点について企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社マルトは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	14,982,000	-		
R6東京国道通行規制情報広 報業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京国道事務所長 本田 卓 東京都千代田区九段南1-2-1	令和6年4月10日	(株) マルト 福岡県福岡市早良区 小田部 2-8-16	52900010057 58	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、東京国道事務所管内における通行規制情報について、広報を実施するものであり、道路利用者等の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、より高い広報効果が得られるような情報提供の着眼点について企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社マルトは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	11,990,000	-		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備考
R6単価契約東京国道事務所 不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京国道事務所長 本田 卓 東京都千代田区九段南1-2-1	令和6年5月10日	(株) 国土評価研究所 東京都渋谷区渋谷 1 - 10-3 スター プラザ青山 202	20110010080 21	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、不動産鑑定業者に東京都墨田区内、東京都文京区内、東京都港区内及び東京都渋谷区内の主に商業地域の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を依頼するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案能力や高い信頼性を必要とすることから、企画競争方式により選定を行った。 株式会社国土評価研究所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該契約を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	基準単価 ¥177,100.-	-		
R6単価契約東京国道事務所 不動産鑑定評価業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京国道事務所長 本田 卓 東京都千代田区九段南1-2-1	令和6年5月10日	片岡不動産鑑定士事務所 東京都板橋区成増 1 - 30-10-90 7	-	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、不動産鑑定業者に東京都墨田区内、東京都文京区内、東京都港区内及び東京都渋谷区内の主に商業地域の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を依頼するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案能力や高い信頼性を必要とすることから、企画競争方式により選定を行った。 片岡不動産鑑定士事務所は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	基準単価 ¥177,100.-	-		